

静岡県公安委員会事務専決規則の運用について

(平成元年3月22日甲通達警第8号)

静岡県公安委員会事務専決規則(昭和62年静岡県公安委員会規則第8号)の運用上の留意事項は、次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

なお、「静岡県公安委員会事務専決規程の制定について」(昭和38年甲通達監第32号)は、廃止する。

記

1 第1条関係

本条は、いわゆる総則的規定であって、この規則の趣旨を明らかにしたものである。

この規則において「専決」とは、法令により静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の権限とされた事務のうち、あらかじめ定められた範囲の事項について、静岡県警察本部長(以下「本部長」という。第3条の規定に基づく場合は、部課長又は署長)が、公安委員会に代わって、公安委員会の名と責任において、最終的にその意志を決定することをいい、これを、いわゆる事務の内部委任であって、対外的には、その責任は、公安委員会に帰属するものである。

2 第2条関係

本条は、専決事務の範囲及び限界について規定したものである。

すなわち、別表1に定められた事項については、本部長(第3条の規定に基づく場合は、部課長又は署長)が、一般的、原則的には専決できる。

しかし、別表1に定められた事項であっても、現実の案件として処理する場合に、それが異例に属すると認められるものである場合及び公安委員会が特に指示した場合は、公安委員会の決裁を受けなければならない。

ここに、「異例に属するもの」とは、次のような常例によって処理できないものをいう。

- (1) 許、認可等の関係事務で、法令又は公安委員会の定めた基準に抵触し、若しくは抵触するおそれのあるもの
- (2) 許、認可その他の処分で取扱上疑義のあるもの
- (3) 新聞その他報道機関に取り上げられたもの又は世論の対象になり、若しくはなるおそれのある案件についての許、認可又は行政処分
- (4) 許、認可若しくは処分について、又は許、認可等の申請に係る施設の所有権若しくは使用权について、訴訟又は行政救済の手段に訴えられることが予見され、若しくはそのおそれのある場合

3 第3条関係

本条は、本部長が公安委員会からその専決の委任を受けた事務を、さらに部課長又は署長に専決させることのできる根拠を規定したものである。

本部長は、この根拠に基づいて、その事務の軽重、異例であるか否かの度合、緊急性の有無等を勘案して、本部長が自ら処理し、又は部課長若しくは署長に専決させることにするが、現実に本部長がいかなる事務を自ら処理し、部課長又は署長がいかなる事務を専決することができるかについては、静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令(昭和51年県本部訓令第6号)の当該別表を参照すること。

4 第4条関係

別表2に指定した事項についての事後報告を規定したものである。したがって、別表2に指定された事務の主管課長は、該当事案のあった場合は、公家委員会へ報告するための資料を取りまとめて提出すること。